

第 21 号議案

中野区教育委員会いじめ問題対策委員会規則

上記の議案を提出します。

令和 3 年（2021 年）3 月 26 日

提出者 中野区教育委員会教育長 入野 貴美子

（提案理由）

中野区いじめ防止等対策推進条例の制定に伴い、同条例中の中野区教育委員会いじめ問題対策委員会に係る規定を整備する必要がある。

中野区教育委員会いじめ問題対策委員会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、中野区いじめ防止等対策推進条例（令和3年中野区条例第9号）第13条第7項の規定に基づき、中野区教育委員会いじめ問題対策委員会（以下「対策委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員長)

第2条 対策委員会に委員長を置き、委員の互選により選任する。

2 委員長は、会務を総理し、対策委員会を代表する。

3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(議事)

第3条 対策委員会は、委員長が招集する。ただし、委員の全部が新たに委嘱された後の最初の対策委員会については、教育委員会が招集する。

2 対策委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開き、議決することができない。

3 対策委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 対策委員会の会議は、公開とする。ただし、対策委員会が特に必要があると認めるときは、非公開とすることができる。

5 前各項に定めるもののほか、対策委員会の議事に関し必要な事項は、委員長が対策委員会に諮って定める。

(資料の提出等の要求)

第4条 対策委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、資料の提出、意見の陳述又は説明を求めることができる。

(庶務)

第5条 対策委員会の庶務は、教育委員会事務局において処理する。

(補則)

第6条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。